

⑤町民税・県民税申告相談の日程

期 間 令和6年2月13日（火）～3月15日（金） 土・日曜日および祝日を除く
 受付会場 倉吉町役場（倉吉町字悠里1番地） 1階 多目的ホール
 開設時間 午前8：30～11：00 午後1：00～4：00
 ※役場庁舎の出入口（玄関）の開錠はセキュリティ上の都合により8:30となるため、それより前には入場できず外でお待ちいただくことになりますのでご注意ください。

月 日	2月12日(月)	2月13日(火)	2月14日(水)	2月15日(木)	2月16日(金)
行政区	振替休日 （閉庁日）	本郷 箱根田東 港町	あぶくま 箱根田西 鳥屋崎	吉田 中原 旭台 上大畑	南長瀬 北長瀬 一本松 開墾場
月 日	2月19日(月)	2月20日(火)	2月21日(水)	2月22日(木)	2月23日(金)
行政区	新丁 野地 浜吉田東・西	下大畑 長瀬浜 大畑浜 浜吉田北	上郡 森房	下郡 田沢	天皇誕生日 （閉庁日）
月 日	2月26日(月)	2月27日(火)	2月28日(水)	2月29日(木)	3月1日(金)
行政区	小山 早川	上の町 今泉	牛袋 十文字町 榎袋 鶴屋 蔵	中泉 十文字村	館南上・下 南町北
月 日	3月4日(月)	3月5日(火)	3月6日(水)	3月7日(木)	3月8日(金)
行政区	南町南 中町 上町南・北	南城東 五日町	北城東 新井町 新町中	新町南・北 下茨田南	駅前西・東 下茨田北
月 日	3月11日(月)	3月12日(火)	3月13日(水)	3月14日(木)	3月15日(金)
行政区	桜小路東・中・西 祝田東	祝田西・南 新町 神宮寺	下茨田中 高屋	鹿島 柴町 倉庭	3月14日（木） までの期間で 都合の悪かった方

※密をさけるため行政区単位の指定日を調整しておりますので、指定日においてになるようお願いします。

※例年午前の受付時間帯が混雑し待ち時間も長くなる傾向にあります。そのため、午後の時間帯に来場されると、他者との接触も最低限となり申告もスムーズに進むことが多いのでおすすめです。

ご来場時のお願いとご注意

- ◎新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザや風邪等のウイルス性の感染症が多い時期ですので、感染拡大予防にご理解いただき、来場時はマスクのご準備、手指の消毒など感染予防をおこなっていただき、発熱等の症状がある場合は来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ◎受付時間中にても定期的に消毒作業をおこなうため中断する場合があります。
- ◎上記に限らず、役場や会場内で感染者が確認された場合などには受付自体を中止することも考えられますのでご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎所得税の確定申告が必要な場合はe-Tax（3ページ参照）での申告をおすすめします。

お問い合わせ

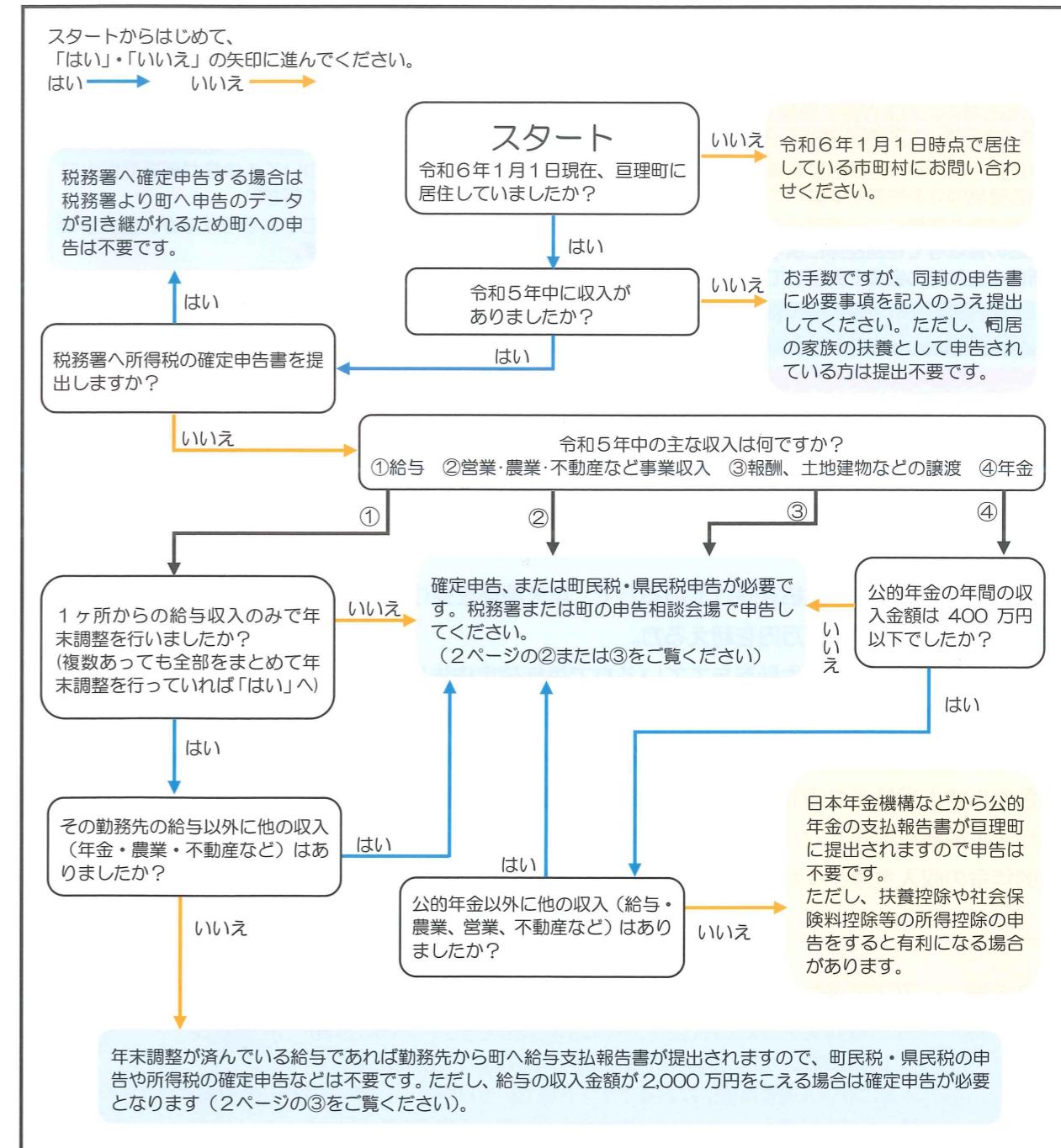
亘吉町役場税務課 亘吉町字悠里1番地 TEL (34) 1112
 仙台南税務署 仙台市太白区柳生2丁目28-2 TEL 022(306)8001
 ※所得税等の確定申告に関するご相談やご質問は「確定申告電話相談センター」（仙台南税務署に電話をかけ、音声案内に従い番号を選択）へお願いします。

令和6年度 町民税・県民税申告のお知らせ

この社会、あなたの税がいきている

税金は、私たちの安全で豊かな暮らしを築く大切な財源です。みなさまの所得申告により、町民税・県民税、国民健康保険税としてまちづくりに役立てられます。また、介護保険料や公営住宅家賃の算定、児童手当などの各種手当や医療費助成制度の算定にも使われるほか、各種証明書の発行のための大変な資料となりますので忘れずに申告しましょう。

私は、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？



①申告する必要のない方

- 1ヶ所から給与の支払を受けている給与所得者で年末調整が済んでおり、年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得がない方。
- 公的年金等の収入（400万円以下）のみで、医療費控除や生命保険料控除等の控除を受けない方。
- 収入がなく、同居の家族の控除対象の扶養となっている方。など

②町民税・県民税申告が必要な方（町に申告する必要のある方）

- 1ヶ所から給与の支払を受けている方で、給与以外の年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得の合計額が20万円以下の方。
 - 2ヶ所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整した主な給与以外の給与収入とそれ以外の各種所得の合計額が20万円以下の方。
 - 給与、年金以外の所得で生計をたてている方で、所得税のかからない方。
 - 失業中や病気で働けなかったなど収入のなかった方、別居の親族の扶養になっている方。など
- ※令和5年中に収入が無く税務上の扶養になっていない方や町外の方に扶養されている方は、このお知らせの中の「申告書」に必要事項を記入のうえご提出ください。
- ※町民税・県民税申告が必要な場合で、収入や経費が少額であるなど軽微なものについての申告が郵送で提出できる簡易的な申告書も準備しております。詳しくは役場税務課までお問い合わせください。
- ※土地建物の売買による譲渡所得がある方については、税務署へ申告していただくこととなります。公共事業用地の買収等で特別控除により所得税がかからない場合は町の会場で受付できます。
- ※所得申告は町の会場で完了しても、消費税の申告を税務署でしなければならない場合があります。

○町民税・県民税申告相談の会場や日程・受付時間等については、4ページをご確認ください。

③確定申告が必要な方（税務署に申告しなければならない方）

- 源泉徴収されていない、または年末調整をしていない給与所得者。
- 給与所得者で、給与以外の年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得などその他の所得の合計額が20万円を超える方。
- 2ヶ所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整を受けた主な給与以外の給与収入とその他の各種所得の合計額が20万円を超える方。
- 給与・年金以外の所得で生計をたてている方で毎年確定申告により所得税を納付している方。
- 住宅ローン控除、医療費控除、ふるさと納税、その他控除により所得税の還付を受けられる方。
- 配当・株式譲渡および先物取引や土地建物の譲渡所得（所得税に影響あり）などの分離課税がある方。
- 青色申告や上場株式の譲渡所得・配当所得の損益通算や損失繰越の特例などの適用を受けられる方。
- 給与収入金額が年間で2,000万円を超える方。
- 公的年金の収入金額が年間で400万円を超える方。など

○仙台南税務署の申告書作成会場について

申告会場 アズテックミュージアム（仙台産業展示館） 仙台市太白区中田町杉ノ下18
開設日時 令和6年2月16日（金）～3月15日（金） 午前9時～午後4時
※土・日曜日、祝日を除きますが、2月25日（日）は開設します。
入場には「入場整理券」が必要です。会場での当日配付やLINEを使用した事前発行があります。
詳しくは、国税庁ホームページや仙台南税務署へご確認ください。

④申告の際に必要な書類等

- 申告書提出に必要なもの
 - ①マイナンバーカードまたは番号通知カードと身分証明、②税務署からの通知はがき（あれば）
- 給与所得（アルバイトや日雇いも含む）や年金所得のある方
 - ①給与所得の源泉徴収票（または支払証明書など）、②公的年金の源泉徴収票
- 営業所得・不動産所得のある方
 - ①収支内訳書や青色決算書
 - ②年間の収入や経費のわかるもの（帳簿・領収書等）
 - ③事業用車両や機械等を購入した場合その時期や金額のわかるもの（購入伝票・領収書など）
- 農業所得のある方
 - ①収支内訳書や青色決算書
 - ②農産物取扱高証明（出荷証明）、売上帳
 - ③農業関係経費の年間取引証明書や帳簿・領収書など
 - ④農機具や車両等を購入した場合その時期や金額のわかるもの（購入伝票・領収書など）
- 譲渡所得（土地・建物）のある方
 - ①収用証明書・買取証明書・農地売買のための買入証明書等（公共用地買収等の場合）
 - ②売買契約書（あれば購入・建築時の物も）
- その他（必要に応じて持参ください）
 - ①前年の申告書の控、②国保税や健康保険料・国民年金などの領収書や納付確認書、
 - ③生命保険・地震保険料の控除証明書、④医療費控除の明細書、⑤住宅ローン控除関係書類、
 - ⑥障害者手帳などその他控除に必要と思われる書類 など

注意！

- 申告されなかった場合や申告内容に不備がある場合は町で所得状況の把握ができないため、証明書が発行できない、各種手当・支援を受けられない場合があります。
- 農業・営業・不動産所得については帳簿などを整理計算のうえ収支の明細を明確にしたうえ申告してください。（整理されていない場合その場で申告できません）
- 医療費控除を受ける場合は、実際に支払った医療費の額（医療保険者が発行した医療費通知や領収書等で確認）や保険などで補填される金額の内容を、事前にまとめたうえでおいでください。
- 例年申告相談会場は大変込み合うため、事前に関係資料をまとめたうえご来場いただきますと、待ち時間や申告に係る時間が短くなりますのでご協力くださいようお願いいたします。

e-Taxを使うと自宅から確定申告や納税ができます

国税庁では、納税者の利便性の向上や感染症対策として、確定申告会場へ来場することなく申告・納税などの手続きができるe-Taxの利用を推進しています。

e-Taxは、パソコンやスマートフォンとマイナンバーカードを使ってインターネット上（オンライン）でさまざまな申告や納税の手続きができます。また、マイナンバーカードがなくても事前に税務署で登録しIDとパスワードを取得しておくことで同様の手続きができます。

上記の方法が難しい場合でもe-Taxページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告書などが作成できるので、プリンターで印刷し税務署へ郵送等により提出することも可能です。

詳しくはe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp/ をご覧ください。